

害を受けられた皆様にあげます。

— 被害状況 —

9月4日、台風21号が近畿地方を直撃。最大瞬間風速は堺で43.6m/s（気象庁による測定値）を記録し、各地で大きな被害をもたらしました。市内の海面は3.8m（満潮時）に上昇。河川については、排水機場を稼働したことで、大きな浸水被害などは発生しませんでした。その他の市内の被害は右のとおりです。



王子川排水機場

■ 人的被害

死亡者	重傷者	軽傷者
0人	0人	2人

■ 住家被害

全壊	半壊	一部損壊
0軒	1軒	880軒

■ 停電被害

軒数
約10,780軒

※いずれも9月25日現在

— 市で行った対応 —

項目	内容
各種相談受付	台風通過後、1日あたり約500件の問合せに対応 内容例) 屋根・トタン・瓦・がれき・テレビアンテナ等の飛散、ベランダ落下、窓の破損、倒木、雨漏り、停電 など
公共施設等の復旧	とろしプラザ：門扉の倒壊、加茂幼稚園：倒木、加茂小学校：フェンスの倒壊、高石中学校：窓ガラスの破損、ふれあいゾーン：看板の倒壊、臨海線：倒木による通行止め、市役所：倒木 など ※その他、停電等の被害があった公共施設については、現在復旧の上、通常通り運営しております。
ブルーシート 土のう袋配布	ブルーシート合計2560枚配布、土のう袋2800袋配布 ※ブルーシートについては1000枚を購入、大阪府から300枚、湯梨浜町から360枚、倉吉市から900枚を支援物資として提供いただきました。
台風ごみ処理	市内全域の各家庭および自治会ごとに決められた集積所を順次巡回。 ※ごみの回収については、災害時一般廃棄物の収集運搬救援協定書に基づき、高石環境保全事業協同組合〔(有)高石清掃、(有)取石清掃、(有)共栄社、(有)キンキ興業〕により無償での回収にご協力いただいております。

— 事前の備えを（必要な備蓄品） —

飲料水（大人1人…1日3リットル）・食品・救急用品・軍手・懐中電灯・衣類（下着含む）・毛布・ラジオ・電池・マッチ・ろうそく・常用薬・ウェットティッシュ

【小さな子どもがいる家庭の準備】

ミルク・紙おむつ・ほ乳びん



台風 21 号により被災心からお見舞い申し

— 台風被害への支援（今からでも間に合います） —

■ 融資に関する支援

▶大阪版被災住宅無利子融資制度

府では、金融機関と連携し、今回の被害により損害が生じた住宅の補修を含む工事を行う方に無利子融資を実施します。

対象 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の被災住宅の所有者または居住者（賃貸事業を行う場合は除く）

上限額 200 万円（全壊・大規模半壊・半壊の場合は 300 万円）

問合せ先 府都市居住課 管理調整グループ
☎06(6210)9709

▶大阪版被災農業者無利子融資制度

府では、JA バンク大阪との協力のもと、被災された農業者のビニールハウス等の施設の復旧、経営再開までの運転資金に対し、無利子融資を実施します。

対象 府内の認定業者、主業農業者、認定新規就農者、大阪版認定農業者

上限額 個人、法人いずれも 1800 万円

問合せ先 JA いずみの取石支店☎(272)0606
または高石支店☎(264)0001

上記支援等を利用する場合、罹災証明書が必要な場合があります。制度の利用、必要書類の有無等について、詳しくは各機関へお問い合わせください。

※罹災証明書：災害による被害の程度を証明する証明書。一部の保険会社での保険請求や見舞金等の手続きにも使用できる場合があります。交付を受けるためには、市町村への申請が必要です。詳しくは 6 ページをご覧ください。

■ 税に関する支援

▶申告などの期限の延長・納税の猶予

申告や納付などの期限を延長したり、国税を一時的に納付することができないと認められる場合は、納税を一定期間猶予する制度があります。

▶予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

軽減又は免除される所得税は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税や源泉徴収の段階でも、その減額又は徴収猶予を受けることができます。

▶所得税の全部又は一部の軽減（確定申告）

災害により、住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。

問合せ先 泉大津税務署☎0725(33)5601

今回の台風 21 号に関して、自治会長をはじめ、地域の皆様、そして多くの自治体、企業、団体様より多くの支援をいただきました。誠にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。